

令和 3 年 5 月 31 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03462

研究課題名（和文）民事訴訟における不利益変更禁止原則の再構成－296条1項の検討を通じて－

研究課題名（英文）Restructuring the principle of prohibition against a change to the disadvantage of the appellant in civil procedure

研究代表者

八田 卓也（HATTA, TAKUYA）

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：40272413

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：民事訴訟法296条1項の沿革をドイツ法にまで遡って検討した結果、控訴審の口頭弁論を当事者が第1審判決の変更を求める限度に限る旨の同項は、第1審判決の取消しおよび変更を不服申立ての限度に限ることを規定する民事訴訟法304条と別個に口頭弁論を制限する趣旨の規定ではなく、不利益変更禁止原則の限界は、もっぱら民事訴訟法304条によって画される、という知見を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

民事訴訟法上の不利益変更禁止原則については、審理・判決の両面から、控訴審を限定するものであるという説明が為されてきたが、本研究は、審理面からの限定は、判決面からの限定と独立に機能するものではないことを明らかにした。このことにより民事訴訟法296条1項を根拠に争点レベルでの控訴審の審理対象の限定が働く余地はないことを明らかにすることができたほか、民事訴訟法304条がどのような形で控訴審を限定するものであるかの理解に、不利益変更禁止原則の理解がかかっていることを明らかにすることができた。これは、不利益変更禁止原則の全貌の解明に向けて進むべき研究の方向性を明らかにした、という意義を有する。

研究成果の概要（英文）：By tracking the legislative history of the Article 296.1 of Japanese Civil Procedure Code back to the German Law, the researcher was able to acquire the knowledge that this article which limits the scope of trial to the extent that change is demanded by the parties has no independent function from the Article 304 of the JCP which limits the cancellation and change of the sentence to the extent that the parties demand its change, and the scope of the principle of prohibition against a change to the disadvantage of the appellant in civil procedure should only be decided by the interpretation of the Article 304 of JCP.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：控訴 不利益変更禁止

1. 研究開始当初の背景

民事訴訟法の控訴審における審理・判決については「不利益変更禁止の原則」(控訴審裁判所は第1審判決よりも控訴人に不利な内容の判決を出してはならない、という原則)が妥当するといわれている。

しかし、この原則の内容については、(1)審理の結果としての判決内容(既判力が生じる判決の内容)を対比して、第1審判決よりも第2審判決がより不利益でなければよいとする見解(判例〔最判昭和61年9月4日判時1215号47頁〕及び多数説〔山本克己「相殺の抗弁と不利益変更禁止の原則」ジュリスト879号(1987)59頁以下、高橋宏志・重点講義民事訴訟法(下)

第2版補訂版(2014)632頁以下ほか)と、(2)控訴審の審理内容が控訴人が不服申立をした範囲に限定され、その結果として控訴審の判決内容が第1審の判決内容よりも不利益になることが防がれるとする見解(右田堯雄「判批」判評340号(判時1227号)(1987)187頁以下、松本博之・訴訟における相殺(2008)262頁以下ほか)とが対立している状況にあった。この対立は、具体的な帰結として以下の4点の相違をもたらしていた。

第1は、原告が一定額の金銭給付を求める訴えを提起したのに対し、被告が(同額の)反対債権による相殺を主張した場合の扱いである。この場合に、第一審において訴求債権及び反対債権の存在が共に認められ請求が棄却されたのに対し、原告のみが控訴し、被告が控訴も付帯控訴も提起しなかったという場合に、原告の訴求債権が控訴審の審判対象となるか、という問題がある。(1)の説はなるとし、(2)の説はならないとする。

第2は、最判平成6年11月22日民集48巻7号1355頁の理解である。即ち、この判決は(被告のみの控訴に基づく)控訴審において訴求債権を第一審判決よりも多く認定した上で被告主張の反対債権と相殺しているが、この扱いは(1)説によれば是認されるのに対し、(2)説によれば是認されないことになる。

第3に、請求の客観的予備的併合で主位的請求棄却予備的請求認容の場合に被告のみが控訴した場合に主位的請求が控訴審の審判対象となるかという問題がある(最判昭和58年3月22日判時1074号55頁)が、この問題も(1)(2)のいずれの説を採用するかにより結論が異なってくる。

第4に、ごく最近出された最高裁判決(最判平成27年11月30日民集69巻7号2154頁)は訴訟上の和解が成立したことによって訴訟が終了したことを宣言する終局判決である第1審判決に対し、被告のみが控訴し原告が控訴も付帯控訴もしなかった場合において、控訴審が第1審判決を取り消した上原告の請求の一部を認容する本案判決をすることは、不利益変更禁止の原則に違反して許されないとしたが、この扱いも(1)説によれば是認されるのに対し(2)説によれば否定される可能性がある。

このような具体的な帰結の差異をもたらす(1)説と(2)説の相違は、不利益変更禁止原則の両軸を形成すると考えられる民事訴訟法304条(「第1審判決の取消及び変更は、不服申立ての限度においてのみ、これを行うことができる。」との条文)と同法296条1項(「口頭弁論は、当事者が第1審判決の変更を求める限度においてのみ、これを行う」との条文)のうちの後者(296条1項)をどのように理解するか依存すると考えられた。当該条文をその文言通りに読めば、控訴審の審理範囲が控訴人の不服申立の範囲に限定されるという趣旨に読めると考えられるからである。実際上述(2)の少数説はこの条文の表面的文言を自説の論拠の一つとしている。にも拘らず、この点について上述(1)の判例・多数説からの応答はないというのが研究開始当初の現況であった。従って(1)説と(2)説の対立を止揚するには、民事訴訟法296条1項が(2)説の言うように「控訴審の審理範囲が控訴人の不服申立の範囲に限定される」という趣旨の条文かどうかを検証する必要があり、そしてその検証には、当該条文の沿革をたどる必要があるとの着想を、研究者は得た。しかし、これまで不利益変更禁止原則の根拠条文としては民事訴訟法304条の方のみが重視され、こちらの条文に研究が集中しており(具体的には、花田治郎「不利益変更禁止の原則 不利益変更禁止の原則と控訴審の審判の範囲」染野義信博士古稀記念論文集・民事訴訟法の現代的構築(1989)203頁以下、越山和広「ドイツ民事訴訟法における不利益変更禁止の原則の生成と展開」慶應義塾大学法学研究科論文集29号(1988)143頁以下、宇野聡「不利益変更禁止原則の機能と限界(1)(2)」民商103巻(1990)3号397頁以下、4号581頁以下の業績がある)民事訴訟法296条1項は等閑視されてきた(上述(2)説も、同条文の表面上の文言に依拠するのみで、その掘り下げた検討はしていない)ため、本研究で民事訴訟法296条1項を取上げてその意義を掘り下げることにより、不利益変更禁止原則について再検討し、再構成することを試みることにした。

2. 研究の目的

民事訴訟法上の不利益変更禁止原則については、とりわけそれが審理範囲を限定するものなのか判決内容の対比のみを問題とするものなのかにつき争いがあり、未だ明確な決着を見てい

ない。

この争いの解決には、不利益変更禁止原則の根拠条文とされる 304 条及び 296 条 1 項のうち 296 条 1 項の意義の解明が必須である。にも拘わらず 296 条 1 項の検討はこれまで等閑視されてきた。

そこで、民事訴訟法 296 条 1 項の意義を、特にその立法や改正の沿革を探究することを通じて明らかにし、それにより、民事訴訟法 296 条 1 項の正確な理解を踏まえた不利益変更禁止原則の内容がいかなるものであるかを追究し、不利益変更禁止原則を再構成する必要がある。これを行う、というのが、本研究の目的である。

3. 研究の方法

現行日本民事訴訟法 296 条 1 項の意義を、以下の手法により探索した。

日本民事訴訟法は明治 23 年に成立し、その後大正 15 年、平成 8 年と大きな改正を経て、現行法に至っている。現行日本民事訴訟法 296 条 1 項の内容は平成 8 年改正では大きな変更を受けていないが、大正 15 年改正では大きな変更を受けている。また、ドイツ民事訴訟法にも現行日本民事訴訟法 296 条 1 項に対応する条文があり、現行日本民事訴訟法 296 条 1 項の元となる明治民事訴訟法における条文は、当該ドイツ民事訴訟法の条文の影響のもとに成立したことが推察される。

そこで本研究では、まず現行日本民事訴訟法 296 条 1 項を、明治 23 年民事訴訟法にまで遡り、その沿革と当初の立法趣旨および改正の趣旨を明らかにした。

その上で、現行日本民事訴訟法 296 条 1 項の元となる明治 23 年民事訴訟法の条文が 1877 年に成立したドイツ民事訴訟法の影響を受けて起草されたことを明らかにし、日本法に影響をもたらした当該ドイツ民事訴訟法の条文の意義を、その立法の沿革をたどることにより明らかにした。具体的には、1877 年ドイツ民事訴訟法は、1864 年プロイセン草案、1866 年ハノーヴァー草案、1870 年北ドイツ草案、1871 年司法省草案、1874 年第 3 草案を経て、成立しており、現行日本民事訴訟法 296 条 1 項に対応する条文はその都度変更を受けてきた。そこで本研究では当該変更の内容とその趣旨を、立法理由書や審議議事録などの資料をたよりとして明らかにした。

4. 研究成果

以上の通り民事訴訟法 296 条 1 項の沿革をドイツ法にまで遡って検討した結果、控訴審の口頭弁論を当事者が第 1 審判決の変更を求める限度に限る旨の同項は、第 1 審判決の取消しおよび変更を不服申立ての限度に限ることを規定する民事訴訟法 304 条と別個に口頭弁論を制限する趣旨の規定ではなく、不利益変更禁止原則の限界は、もっぱら民事訴訟法 304 条によって画される、という知見を得た。

この研究成果は、八田卓也「民事訴訟法 302 条～301 条の 2」加藤新太郎他編『新基本法コンメンタル民事訴訟法 2』(2017 年 10 月、日本評論社) 271-287 頁および、八田卓也「民事訴訟法 296 条 1 項について その沿革」高橋宏志先生古稀祝賀論文集『民事訴訟法の理論』(2018 年 2 月、有斐閣) 1067-1090 頁にて公表している。

その他、関連する研究成果として、以下がある。

- ・八田卓也「訴えの利益(事例で考える民事訴訟法・連載第 3 回)」法学教室 453 号 97-104 頁(2018 年 6 月)
- ・八田卓也「法定訴訟担当(事例で考える民事訴訟法・連載第 7 回)」法学教室 457 号 99-106 頁(2018 年 10 月)
- ・八田卓也「民事訴訟法 38 条～41 条」加藤新太郎・松下淳一編『新基本法コンメンタル民事訴訟法 1』(2018 年 10 月、日本評論社) 119-133 頁(総頁数 508)
- ・八田卓也「消費者の集合的な被害救済のための民事上の手続に関するヨーロッパと日本の動向」神戸法学雑誌 68 巻 4 号 145-173 頁(2019 年 3 月)
- ・「既判力の時的限界(事例で考える民事訴訟法・連載第 11 回)」法学教室 461 号 125-132 頁(2019 年 2 月)
- ・八田卓也「二重起訴の禁止(事例で考える民事訴訟法・連載第 15 回)」法学教室 465 号 97-104 頁(2019 年 6 月)
- ・八田卓也「民訴法 324 条に基づく移送決定についての取消しの許否(最判平成 30.12.18)」ジュリスト 1544 号(令和元年度重要判例解説) 124-125 頁(2020 年 4 月)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計18件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 八田卓也	4. 巻 465号
2. 論文標題 二重起訴の禁止（事例で考える民事訴訟法・連載第15回）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 97-104頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 八田卓也	4. 巻 470号
2. 論文標題 独立当事者参加（事例で考える民事訴訟法・第20回）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 89-96頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 八田卓也	4. 巻 474号
2. 論文標題 送達と再審（事例で考える民事訴訟法・第24回）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 81-88頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 八田卓也	4. 巻 1544号
2. 論文標題 民訴法324条に基づく移送決定についての取消しの許否	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 124-125
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 HATTA Takuya	4. 巻 Vol.23 No.2
2. 論文標題 Collective Redress in Japan -- Status Quo and Future Prospects --	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Civil Procedure	6. 最初と最後の頁 105-128
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 八田卓也	4. 巻 67巻5号
2. 論文標題 国際商事仲裁ADR判例紹介(4)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 36-37頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 八田卓也	4. 巻 25号
2. 論文標題 民事上の手続を利用した消費者被害救済のスキーム 民事訴訟・ADR	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 179-181頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 八田卓也	4. 巻 453号
2. 論文標題 訴えの利益	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 97-104頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 八田卓也	4. 巻 457号
2. 論文標題 法定訴訟担当	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 99-106頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 八田卓也	4. 巻 1
2. 論文標題 民事訴訟法38～41条	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 加藤新太郎 = 松下淳一編『新基本法コンメンタール民事訴訟法』	6. 最初と最後の頁 119-133頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 八田卓也	4. 巻 43号
2. 論文標題 債権法改正に伴う詐害信託取消の相対効原則の修正	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 信託法研究	6. 最初と最後の頁 71-87頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 八田卓也	4. 巻 461号
2. 論文標題 既判力の時的限界	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 125-132頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 八田卓也	4. 巻 68巻4号
2. 論文標題 消費者の集会的な被害救済のための民事上の手続に関するヨーロッパと日本の動向	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 145-173頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 八田卓也	4. 巻 -
2. 論文標題 民事訴訟法296条1項について-その沿革	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 高橋宏志先生古稀祝賀論文集『民事訴訟法の理論』	6. 最初と最後の頁 1067-1090
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 八田卓也	4. 巻 2
2. 論文標題 民事訴訟法302条~301条の2	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 加藤新太郎他編『新基本法コンメンタール民事訴訟法』	6. 最初と最後の頁 271-287
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 HATTA, Takuya	4. 巻 1
2. 論文標題 ADR in Japan. Special Reference to Civil Mediation	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 TRATADO DE MEDIACION(Ana Isabel Blanco Garcia)	6. 最初と最後の頁 49-72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 八田卓也	4. 巻 1505
2. 論文標題 外国国家発行(ソブリン)の円建て債券(サムライ債)の償還請求訴訟における債券管理会社の任意的訴訟担当の許容性(最判平成28.6.2.)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 136-137
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 八田卓也	4. 巻 2064
2. 論文標題 外国国家発行(ソブリン)の円建て債券(サムライ債)の償還請求訴訟における債券管理会社の任意的訴訟担当の許容性(最判平成28.6.2.)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 38-49
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

[学会発表] 計5件(うち招待講演 3件/うち国際学会 2件)

1. 発表者名 HATTA Takuya
2. 発表標題 Collective Redress in Japan -- status quo and future prospects --
3. 学会等名 2019 International Conference of KALCP, Hanyang University, Seoul, 2019/5/25(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 八田卓也
2. 発表標題 交通事故ADRの現代的意義 - 手続法研究者としての分析
3. 学会等名 仲裁ADR法学会第15回大会(於首都大学東京晴海キャンパス; 2019年7月13日)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 八田卓也
2. 発表標題 債権法改正に伴う詐欺信託取消の相対効原則の修正
3. 学会等名 第43回信託法学会研究発表会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 八田卓也
2. 発表標題 Presumption and its evidentiary relevance
3. 学会等名 II Conferencia Internacional & XXVI Jornadas Iberoamericanas de Derecho Procesal（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 八田卓也
2. 発表標題 民事訴訟法296条1項について その沿革一
3. 学会等名 関西民事訴訟法研究会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------